

ご結婚おめでとうございます

多可町あったか結婚お祝い金 制度のお知らせ

多可町では、若者世帯の結婚を祝福するとともに、若者世帯の移住定住を促進し、人口減少・少子高齢化の抑制と町の活性化の推進に資することを目的として「結婚お祝い金」を支給いたします。

<交付要件> ※次の①～⑧すべてに該当すること

- ① 婚姻の届出を令和4年4月1日以降に提出し受理された夫婦であること。
- ② 婚姻届が受理された日から起算して6か月以内に夫婦ともに多可町の住民基本台帳に同一世帯として登録され、かつ、本町に居住し、同居していること。
- ③ 結婚お祝い金支給後、婚姻を解消することなく、5年以上にわたって多可町に居住し、同居することを誓約すること。
- ④ 婚姻届が受理された日における結婚当事者の夫婦の年齢合計が80歳未満であること。
- ⑤ 交付申請時において、夫婦とも町税等を滞納していないこと。※滞納がないことがわかる証明書
なお、夫婦とも又は一方が町外から転入している場合においては、転入前の市区町村の税等についても滞納していないこと。
- ⑥ 夫婦とも又は一方が、過去においてこの要綱に基づく結婚お祝い金の交付を受けていないこと。
- ⑦ 同一人との再婚でないこと。
- ⑧ 多可町暴力団排除条例（平成24年多可町条例第34号）第2条に規定する暴力団員等でないこと。

<結婚お祝い金の額> 10万円

新婚夫婦 1組につき

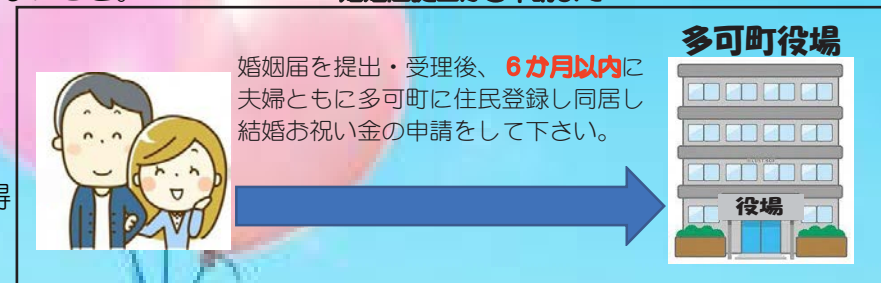
<申請方法>

- ① 申請書類は多可町ホームページよりダウンロードまたは多可町役場 1F 定住推進課で取得
- ② 申請書類は、婚姻届が受理された日から起算して6か月以内に提出して下さい。
 - ・多可町あったか結婚お祝い金交付申請書（様式第1号）
 - ・婚姻届受理証明書又は戸籍謄本の写し
 - ・住民票の写し（夫婦双方の住所が記載されたもの）
 - ・夫婦それぞれが町税等を滞納していないことが確認できる書類（町外からの転入した者については、転入前の市区町村で取得したもの）
 - ・誓約書（様式第2号）

<事前チェック>

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 令和4年4月1日以降に婚姻届を提出受理されましたか？ | <input type="checkbox"/> 結婚お祝い金支給後、婚姻を解消することなく、夫婦で5年以上多可町に住民登録・居住し、同居する意思はありますか？ |
| <input type="checkbox"/> 婚姻届が受理された時点で夫婦の年齢の合計が80歳未満ですか？ | <input type="checkbox"/> 同一人との再婚ではないですか？ |
| <input type="checkbox"/> 婚姻届を提出受理されてから起算して6か月以内に夫婦が多可町の同じ住所に住民登録され、実際に夫婦で居住されていますか？ | <input type="checkbox"/> 夫婦とも又は一方がこの結婚お祝い金の交付を受けてないですか？ |
| <input type="checkbox"/> 婚姻届が提出受理されてから起算して6か月以内の申請ですか？ | <input type="checkbox"/> 夫婦とも町税等の滞納はないですか？ |

<婚姻届提出から申請まで>



<申請先> 多可町役場定住推進課 〒679-1192 兵庫県多可郡多可町中区中村町 123 電話 0795-32-4776